

令和7（2025）年度
法学研究科博士課程前期2年の課程
入学試験問題（一般選抜）
（科目名）刑事訴訟法

第1問

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 Xは、氏名不詳者らと共謀の上、営利の目的で、令和5年（以下同じ）8月15日頃、覚醒剤を外国であるA国から本邦に輸入した、という覚醒剤取締法違反の被疑事実（以下、「本件」という）により、9月20日に逮捕され、引き続き勾留され、さらに、他の複数の被疑事実により逮捕・勾留された後、11月19日、本件につき起訴された。

この間、Xは、捜査機関の取調べに対し、完全黙秘を貫き、本件に関する一切の供述を拒絶した。また、Xには、9月24日、弁護士Dが選任されていた。

- 2 他方、Yは、A国籍を有する外国人であり、8月下旬頃、本件に関与した被疑者の1人として浮かび上がった。本件の捜査を担当した検察官Pは、8月29日、9月28日、10月25日、11月8日、同月14日にYの取調べを行った。

Pによる取調べに際し、Yは、A国在住の「Z」と名乗る者に依頼されて荷物（以下、「本件荷物」という）を受け取り、これを本邦に運んだ後、本邦在住のXに渡してXから7万円の報酬を受け取ったが、本件荷物の中に覚醒剤が入っていた事実は全く認識していなかった等と供述した。これを受け、このようなYの供述を録取した供述調書計5通（以下、「本件各供述調書」という）が作成された。

- 3 Pは、11月19日、前記のとおりXを起訴する一方、Yについては、同人が本件荷物の中に覚醒剤が入っていた事実を認識していたことを立証するのは困難であると判断し、嫌疑不十分により不起訴処分とし、釈放した。

この時点において、Yの本邦における在留期限である9月20日を過ぎていたことから、Pは、入国管理局に連絡し、これを受け、Yは入国管理局に収容され、退去強制令書により、12月3日、A国に強制送還された。

- 4 この間、Pは、X及びDに対し、終始、本件に関する各種の証拠の中に本件各供述調書が存在することや、不起訴処分となったYが入国管理局に収容されており、退去強制手続が進められていること等を告げなかった。

他方、Pは、11月19日にXを起訴した際、本件の公判を担当する予定の検察官Qに対し、本件事案の概要及び証拠関係に加え、不起訴処分となったYが入国管理局に収

容されており、退去強制手続が進められていること等を含む事務連絡を行った。

このような事務連絡を受けたQは、X及びDに対し、終始、本件に関する各種の証拠の中に本件各供述調書が存在することや、不起訴処分となったYが入国管理局に収容されており、退去強制手続が進められていること等を告げなかった。同月28日、裁判所、Q、Dの三者により、本件に関する打ち合わせ（起訴後・第1回公判期日前の打ち合わせ）が行われたが、その際も、Qは、これらの事情に言及しなかった。

12月6日、Qは、入国管理局に電話をかけてYの出入国状況を照会し、Yが同月3日に強制送還されたことを知った。

- 5 12月7日、Qは、裁判所に対し、本件各供述調書の証拠調べを請求した。これに対し、Dは、不同意を表明した。

【設問】

本件各供述調書の証拠調べ請求が認められるか否かにつき、論じなさい。

第2問

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

令和5年11月15日（以下同じ）午後5時5分頃、仙台市青葉区片平〔番地略〕先の路上（以下、「本件現場」という。）において、Vが、通りがかりの男から、「遊びに行こうよ。」と声をかけられた。Vが無視してその場から立ち去ろうとしたところ、その男は、突然、背後からVに抱き付き、着衣の上からVの胸を触るなどした。Vが「やめてください。」と叫ぶと、その男は、いずれかの方向に逃走した。

午後5時7分頃、Vは、所持のスマートフォンにより、直ちに警察に通報した。被害申告を受けた警察は、直ちに、管内巡回中のパトカーに対し、犯行現場に急行せよとの指令を流した。これを受けた仙台中央警察署（以下、「中央署」と略記する）の警察官P及びQは、午後5時15分頃、本件現場に到着し、Vから事情を聴取したところ、Vは、「犯人は、短髪で、眼鏡をかけており、身長175センチくらいの、オレンジ色のウィンド・ブレーカーを着た、40歳過ぎくらいの男でした。」と供述した。

このようなVの供述に基づき、Pらは、犯人を発見すべく、直ちにパトカーで本件現場付近の巡回に出た。約10分後の午後5時25分頃、本件現場から南東約30メートルの地点にある路上において、短髪で、眼鏡をかけており、身長175センチくらいの、オレンジ色のウィンド・ブレーカーを着た、40歳過ぎくらいのXを発見したため、P

は、直ちに、Xに対する職務質問を開始した。

Xは、職務質問に素直に応じたが、「一体何のことか。人違いだろう。」と述べて犯行を否認したため、Qは、午後5時27分頃、その場にVの同行を求め、Xと対面させたところ、Vは、「この男が犯人です。間違いありません。」と供述した。これを受け、Pは、午後5時28分頃、その場で、不同意わいせつ罪の被疑事実によりXを現行犯逮捕し（以下、「本件現行犯逮捕」という）、間もなく、Xを中央署に引致した。

【設問】

本件現行犯逮捕の適法性について論じなさい。

第3問

以下の【事案】を読み、【設問】に答えなさい。

【事案】

- 1 Xは、「被告人は、日頃から交際相手Vとの口論が絶えず厭世感にとらわれていたところ、令和6年5月16日午後3時頃から再び同人と激しい口論となったため、その鬱憤を晴らすため、宮城県仙台市青葉区片平〔番地略〕所在の甲マンション5階502号室の前記Vが現に住居に使用する居室（床面積約65.32平方メートル）に放火しようとして決意し、同日午後9時頃、前記居室玄関のマット及び床板に灯油をまいた上、所携のライターでこれに点火して火を放ち、その火を同居室の床板、内壁、天井等に燃え移らせ、もって、前記Vが現に住居に使用する同居室の床板、内壁、天井等約50平方メートルを焼損したものである。」という現住建造物等放火罪の訴因により起訴された。
- 2 第1回公判期日において、Xは、「令和6年5月16日午後3時頃、V宅において、Vと口論になったのは事実である。しかし、私は、同日午後5時にV宅を出た後、同日午後7時から午後11時までの間、仙台市太白区長町所在のパチンコ店『P』でパチンコを打っており、犯行時刻とされる午後9時頃、V宅にはいなかった。」等と述べ、アリバイを主張した。これを受け、その後の公判においては、Xのアリバイの成否を主たる争点として、審理が行われることになった。

検察官は、令和6年5月16日の午後7時から午後11時までの間におけるパチンコ店『P』の防犯カメラの映像にXが全く映っていない事実を立証するなどして、アリバイに関するXの供述は信用できないと主張した。これに対し、Xは、被告人質問において、「どうも記憶違いがあったようだ。私は、同日午後7時から午後11時までの間、仙台市太白区富沢所在の友人Fの自宅で酒を飲んでいた。」等と供述したが、このFな

る人物は所在不明であることが判明した。

なお、検察官は、Xが本件放火の動機を有していた事実を立証するため、Vに対する証人尋問を行い、Vは、「私は、令和6年5月16日午後3時頃、自宅でXと口論になった際、Xが『このままですむと思うなよ。何が起こっても後悔するなよ』と言うのを聞きました。」等と証言した。これに対し、Xは、被告人質問において、「口論になったのは事実だが、『このままですむと思うなよ。何が起こっても後悔するなよ』などという脅迫的な言葉は発していない。Vは、私を陥れようとして、ありもしない架空の事実を述べている。」等と供述した。

- 3 このような審理の結果、裁判所は、アリバイに関するXの供述は信用できず、その他の間接事実も総合的に考慮すると、令和6年5月16日の午後9時頃にXがV宅に赴き同所に放火した事実を優に認めることができる、との心証を形成した。

他方、裁判所は、消防署員作成の火災原因報告書等の内容を詳細に検討した結果、XがV宅に放火したこと自体は認められるものの、本件放火の方法については、訴因記載の方法（「前記居室玄関のマット及び床板に灯油をまいた上、所携のライターでこれらに点火して火を放ち」）がとられたことについては合理的な疑いが残り、他の何らかの方法がとられた可能性が高い、との心証を形成した。

しかし、裁判所は、本件放火の方法に関するこのような心証を訴訟当事者に明らかにせず、検察官に対し、この点に関する付加的な立証を全く促さなかった。このため、検察官は、本件放火の方法が訴因記載の方法以外のものである場合に関する立証を全く行わず、被告人側も、そのような場合に関する反証を全く行わず、公判審理は結審した。

- 4 その後、裁判所は、訴因変更の手続を経ることなく、判決において、「被告人は、日頃から交際相手Vとの口論が絶えず厭世感にとらわれていたところ、令和6年5月16日午後3時頃から再び同人と激しい口論となったため、その鬱憤を晴らすため、宮城県仙台市青葉区片平〔番地略〕所在の甲マンション5階502号室の前記Vが現に住居に使用する居室（床面積約65.32平方メートル）に放火しようと決意し、同日午後9時頃、何らかの方法により前記居室に火を放ち、その火を同居室の床板、内壁、天井等に燃え移らせ、もって、前記Vが現に住居に使用する同居室の床板、内壁、天井等約50平方メートルを焼損したものである。」という現住建造物等放火罪の事実を認定し、Xに有罪を言い渡した。

【設問】

裁判所が、判決において、【事案】4の事実を認定したことの適法性について論じなさい。

以上